



「植樹保険の活用について」の一部改正について（通知）

技術基準の種類：積算
通知日：平成元年 6 月 2 日

受管第 1 5 0 号
平成元年 6 月 2 日

部内各課長殿
部内各地方機関の長殿

土木部長

「植樹保険の活用について」の一部改正について（通知）

このことについては、昭和 5 6 年 9 月 2 日付受管第 6 1 8 号（技術管理通知集収録）で通知しているところですが、消費税法の施行に伴い下記のとおり一部改正しますので、受注者への指導等適切に処理してください。

記

同通知文記 2（3）中
「植栽工事に係る直接工事費」
を
「植栽工事に係る直接工事費に当該工事費に係る消費税相当分を加算した金額」
に改める。
通知文の写しは添付しない。